

令和3年函審第5号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月7日23時33分

北海道乙部漁港北方の海岸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 15トン

登録長 16.49メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 558キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室中央に舵輪，レーダー及びGPSプロッター，右舷側に機関遠隔操縦装置，左舷側に魚群探知機，魚群探知機後方に背もたれ付きの操縦席をそれぞれ備えたいか一本つり漁業に従事するFRP製漁船で，a受審人ほか1人が乗り組み，操業の目的で，船首0.6メートル船尾2.2メートルの喫水をもって，令和2年7月7日12時00分乙部漁港を発し，北海道奥尻島南方沖合の漁場で操業した後，20時20分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで，a受審人は，平素，漁場との往復航を1人で操船に当たり，12時頃に出航してから24時頃に入航するまで連続で起きているものの，入航してから出航するまでの間，約12時間自宅で十分な休息をとっていた。

a受審人は，漁場発進時から乗組員を船員室で休息させ，操縦席に腰を掛けて操船に当たり，GPSプロッターを30海里レンジのノースアップ表示，レーダーを12海里レンジのヘッドアップ表示としてそれぞれ作動させ，乙部漁港西方沖合を東行し，22時25分少し前鷗島灯台から310度（真方位，以下同じ。）12.2海里の地点で，針路を097度に定めて自動操舵とし，機関を回転数毎分1,250にかけて9.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

a受審人は，乙部漁港西方沖合約3.4海里の転針予定地点に至ったら，同漁港入口に向けるつもりで続航し，22時36分少し過ぎ鷗島灯台から315度10.8海里の地点に達したとき，海上平穏で周囲に他船を見掛けなかったことから安心して気が緩み，眠気を催したが，転針予定地点まで眠気を我慢できるものと思い，操縦席から立ち上がって外気に当たるなど，居眠り運航の防止措置を十分にとることなく進行した。

こうして、a 受審人は、間もなく居眠りに陥り、転針予定地点を通り過ぎて乙部漁港北方の海岸に向首したまま続航し、23時33分鷗島灯台から007度6.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力2の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷及び推進器翼に曲損を生じたものの、来援した僚船に引き下ろされ、後修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、乙部漁港西方沖合において、同漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、乙部漁港北方の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、乙部漁港西方沖合において、操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たり、同漁港に向けて帰航中、海上平穏で周囲に他船を見掛けなかったことから安心して気が緩み、眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、操縦席から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、転針予定地点まで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、転針予定地点を通過し、乙部漁港北方の海岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月11日

函館地方海難審判所

審判官 植松 正